

# 建設委員会報告資料

令和8年1月23日

報告事項件名	頁
(1) 足立区無電柱化推進計画（Ⅱ期）の策定に向けた検討状況について·····	2
(2) 災害緊急トイレの点検・組立訓練の実施について····· ······ ······	7
(3) 五反野駅前通り無電柱化事業説明会の開催結果について····· ······	10
(4) 移動式プレーパーク事業の実施状況について····· ······ ······	12
(5) インクルーシブ遊具配置計画（案）について····· ······ ······	15
(6) トイレアートプロジェクトの実施結果について····· ······ ······	23
(7) 「足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例 改正（素案）」に対するパブリックコメントの実施結果について·····	25
(8) 建築物減災対策に関する調査について····· ······ ······	29

(都市建設部)

# 建設委員会報告資料

令和8年1月23日

件名	足立区無電柱化推進計画（Ⅱ期）の策定に向けた検討状況について								
所管部課名	都市建設部都市建設課 道路公園整備室道路管理課 道路整備課								
	令和8年3月策定に向け、現在検討を進めている足立区無電柱化推進計画（以下「区推進計画」という。）（Ⅱ期）について、以下のとおり報告する。								
内容	<p><b>1 区推進計画の法的な位置づけ</b> 「無電柱化の推進に関する法律」において、区市町村は無電柱化推進計画を定め、公表するよう努める（努力義務）こととなっている。</p> <p><b>2 区推進計画（Ⅰ期）の進捗状況等</b></p> <p>（1）計画期間 平成28年度～令和7年度</p> <p>（2）進捗率（別紙1参照 P4）</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>目標</th><th>着手済</th><th>進捗率</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和7年度までに事業着手する延長</td><td>13.30km<sup>※1</sup></td><td>6.40km</td><td>48.1%</td></tr></tbody></table> <p>※1 別紙1の事業着手する路線延長計は14.51kmだが、交差点部の控除など整備延長を今回精査した結果、△1.21kmとなつた。</p> <p><b>3 区推進計画（Ⅱ期）（案）について</b></p> <p>（1）計画期間 令和8年度～令和17年度</p> <p>（2）整備実施路線（別紙2、3参照 P5～6） 区推進計画（Ⅱ期）で無電柱化を実施する路線は、優先整備実施路線（4路線）及び現在着手済みの路線（9路線）の13路線とする。</p> <p>無電柱化整備対象路線</p> <p>区推進計画（Ⅱ期） 整備実施路線</p> <p>令和18年度以降に着手する路線</p> <p>優先整備実施路線 上記以外の実施路線</p>		目標	着手済	進捗率	令和7年度までに事業着手する延長	13.30km <sup>※1</sup>	6.40km	48.1%
	目標	着手済	進捗率						
令和7年度までに事業着手する延長	13.30km <sup>※1</sup>	6.40km	48.1%						

急輸送道路<sup>※2</sup>を優先整備する路線の候補とする。



イ アのうち、歩道幅員や地下埋設物（水路など）等を踏まえた施工性を考慮し、優先して整備する路線を選定する。

※2 災害直後から避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線

#### (2) 優先整備実施路線一覧

路線名	区間	延長 (km)	対象拠点
①足立 3	諏訪神社前交差点 ～西新井一丁目交差点	0.83	西新井消防署 諏訪木材料置場
②足立 6	西新井一丁目交差点 ～谷在家一丁目交差点	0.84	
③花畠 263	保木間四丁目交差点 ～花畠大橋通りとの交差点	0.73	花畠水防倉庫
④江北 260 <sup>※3</sup>	上沼田交差点 ～東京女子医大北交差点	0.40	東京女子医科大学附属足立医療センター
合 計		2.80	

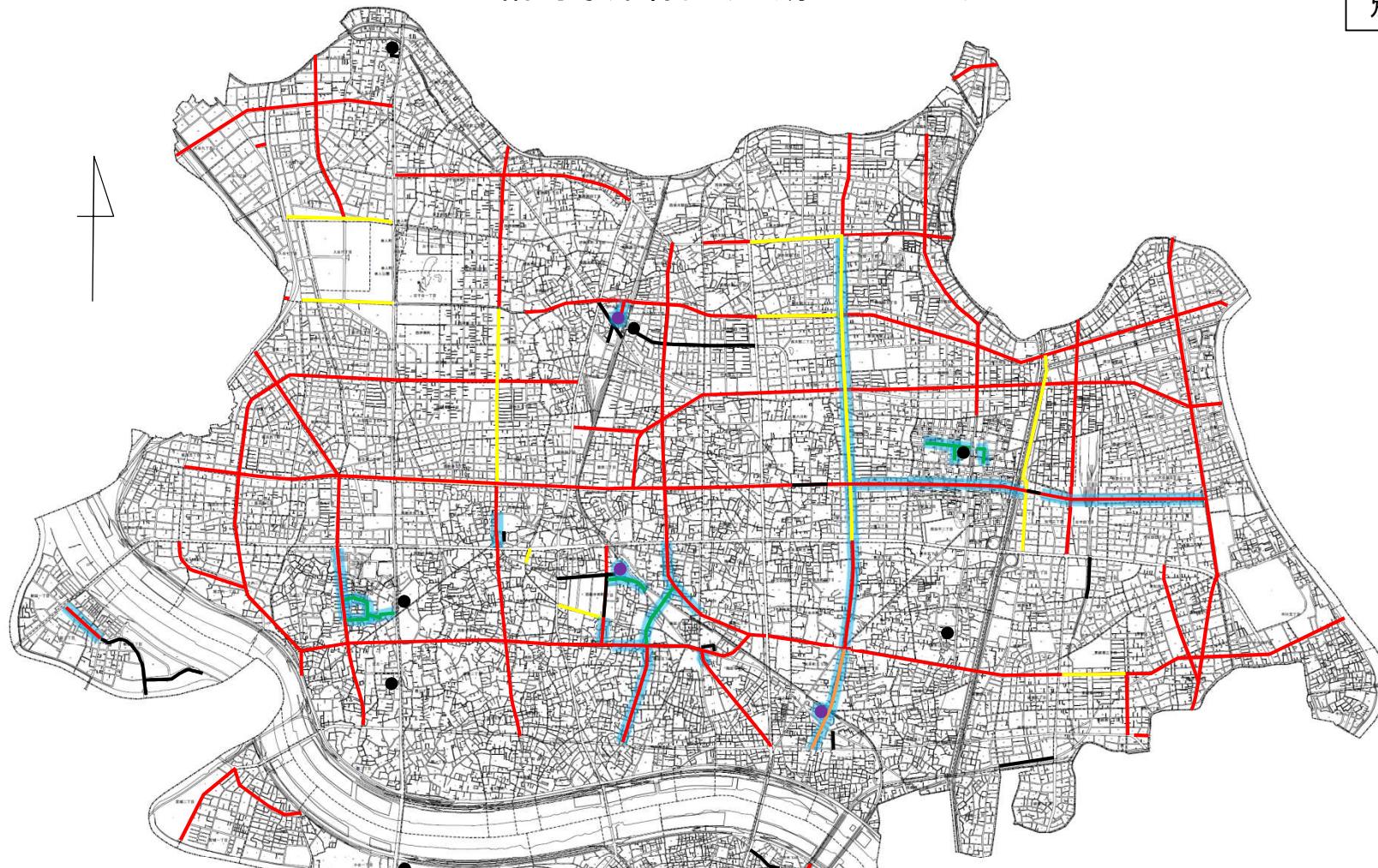
※3 江北 260（東京女子医大通り）は現在整備中の路線

#### 5 今後のスケジュール

時 期	内 容	
令和 8 年	1 月～2 月	整備実施路線を電線管理者に意見照会
		区推進計画（Ⅱ期）（案）の作成
	3 月	区推進計画（Ⅱ期）（案）を委員会報告
		区推進計画（Ⅱ期）策定
4 月	区推進計画（Ⅱ期）公表	

## 整備対象路線図(Ⅰ期:H28～R7)

別紙1



記号	名称	延長(km)
■	緊急輸送道路	11.84
—	都市計画道路	66.83
●	交通広場	2.01
—	防災路線※	5.41
—	チャレンジ路線	1.05
—	整備済の路線	9.67
—	令和7年度までに事業着手する路線	14.51

※ 防災路線は、新設区道の区道も含む。このため計画策定状況に応じて今後変化する予定

## 整備実施路線一覧(Ⅱ期:R8～R17)

 優先整備実施路線

別紙2

番号	分類	路線名称	道路延長 (km)	方針1	方針2	方針3
①	緊急輸送道路(二次)	足立3 (補助第253号線) 【大師北参道、西新井消防署前付近】	0.83	○		
②	緊急輸送道路(二次)	足立6 (補助第258号線) 【環七北通り、放射11号から補助第253号線】	0.84	○		
③	緊急輸送道路(三次)	花畠263 (補助第262号線) 【花畠フラワーロード、国道4号から東】	0.73	○		
④	緊急輸送道路(二次)	江北260 (補助第251号線) 【東京女子医大通り、環七から江北小学校前】	0.22	○		
		江北260 (補助第251号線) 【東京女子医大通り、江北小学校前】	0.18	○		
⑤	チャレンジ路線	足立37(五反野駅前通り) 【1期:五反野駅周辺】	0.21			○
		足立37(五反野駅前通り) 【2期:1期南端から補助第136号線まで】	0.21			○
		足立37(五反野駅前通り) 【3期:1期北端から補助第138、256号線まで】	0.42			○
⑥	開発等による整備 ※防災に寄与する路線	江北駅～女子医(江北257号線他2) 【女子医アクセス道路】	0.21			○
⑦	開発等による整備(新設)	千住東349 【千住閑屋地区開発】	0.12		○	
		千住東334 【千住閑屋地区開発】	0.22		○	
		千住東281 【千住閑屋地区開発】	0.25		○	
		千住東282 【千住閑屋地区開発】	0.21		○	
		千住東333 【千住閑屋地区開発】	0.28		○	
⑧	都市計画道路(新設)	補助第138号線《一部》 【江北地区】	0.39		○	
⑨	都市計画道路(新設)	補助第138号線《一部》 【興野地区】	0.94		○	
⑩	都市計画道路	江北260 (補助第251号線) 【東京女子医大通り、足立医療センター前】	0.16			○
⑪	都市計画道路(新設)	補助第255号線《一部》(竹の塚417号線)	0.67		○	
⑫	都市計画道路(新設)	補助第256号線《一部》(五反野112・350号線) ※緊急輸送道路(三次)以外の部分	0.84		○	
⑬	交通広場	西新井駅西口	0.18		○	
合計			8.11			

方針1：防災対策の重要性が高い路線

(地域防災計画に定める緊急道路障害物除去路線(緊急輸送道路))

方針2：無電柱化整備の効率性や効果の高い路線

(新設する都市計画道路や市街地再開発事業等で整備する路線など)

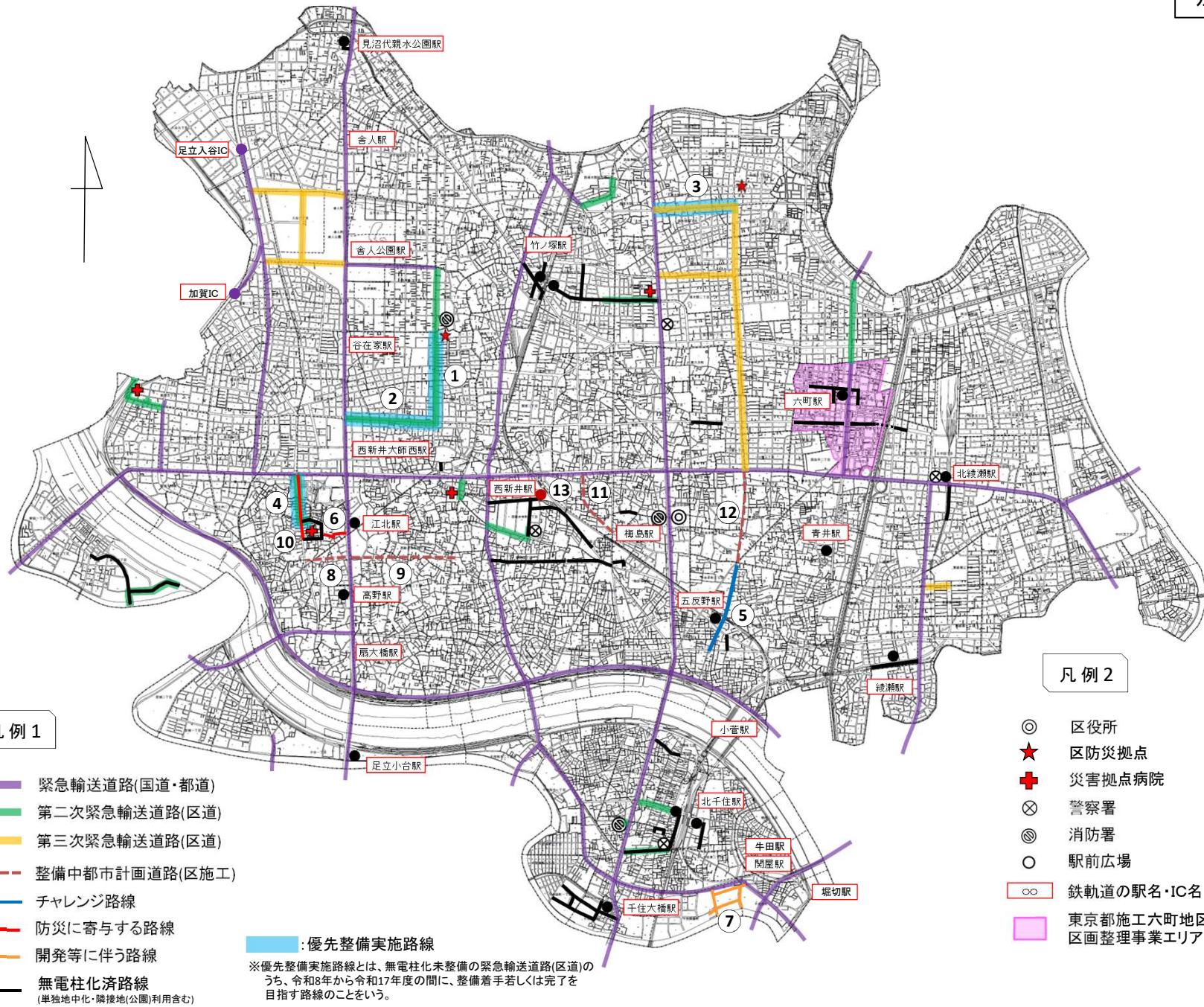
方針3：I期から継続して整備が進む「チャレンジ路線」※1及び「防災に寄与する路線」※2

※1 「歩道が無い」「歩道が狭い」など難易度の高い路線の無電柱化に挑戦するもの

※2 防災拠点と緊急輸送道路を結ぶ路線

## 整備対象路線図(Ⅱ期:R8~R17)

別紙3



# 建設委員会報告資料

令和8年1月23日

件名	災害緊急トイレの点検・組立訓練の実施について
所管部課名	<u>都市建設部事業調整担当課</u> 都市建設部都市建設課 危機管理部防災戦略課
	区立公園52か所に設置されている災害緊急トイレの点検・組立訓練の実施について、以下のとおり報告する。
内容	<p><b>1 災害緊急トイレ設置の経緯</b></p> <p>(1) 東日本大震災の復興税を活用し、平成24年～27年にかけて区立公園52か所に設置した。</p> <p>(2) 以下の3つの防災設備で構成</p> <p>ア マンホールトイレ（簡易便座及びトイレテント含む） イ 防災井戸（手押しポンプ） ウ ソーラーLED照明灯</p> <p>  </p> <p>ア マンホールトイレ (簡易便座及びトイレテント含む)</p> <p>イ 防災井戸 (手押しポンプ)</p> <p>ウ ソーラーLED照明灯</p> <p><b>2 発災時の設置</b></p> <p>(1) 平成27年に区と協定を締結した民間協力団体※が、災害時に区の要請により災害緊急トイレを開設する体制とした。</p> <p>※ 給排水などの配管工事を行う専門業者3団体 (足立管工事業協同組合、東京都管工事工業協同組合足立支部、足立管工設備協力会)</p> <p>(2) これまで開設実績がなかったことや、民間協力団体の構成事業者が減少していることから、災害時に迅速な開設ができるか心配であると民間協力団体から申し入れがあった。</p>

### **3 今後の体制**

- (1) 災害時、迅速に災害緊急トイレを開設できるよう、毎年、民間協力団体が以下の点検・組立訓練を行うことを協定に追加変更した。
- ア 防災井戸の給水点検、テント等備品の点検  
イ マンホールトイレ用テント組立、簡易便座の設置
- (2) 点検・組立訓練に係る経費は区が負担する。
- (3) 区内を5つの地域に分け、民間協力団体の82事業者を各地域に振り分ける（別紙参照 P9）。各地域の班長が責任をもって割当指示を行う。

### **4 実施結果等の確認**

- (1) 民間協力団体は、実際に点検・組立訓練を実施する事業者を、事前に区へ報告する。
- (2) 区は点検・組立訓練の報告書（写真、チェックシート）により、実施結果を確認する。

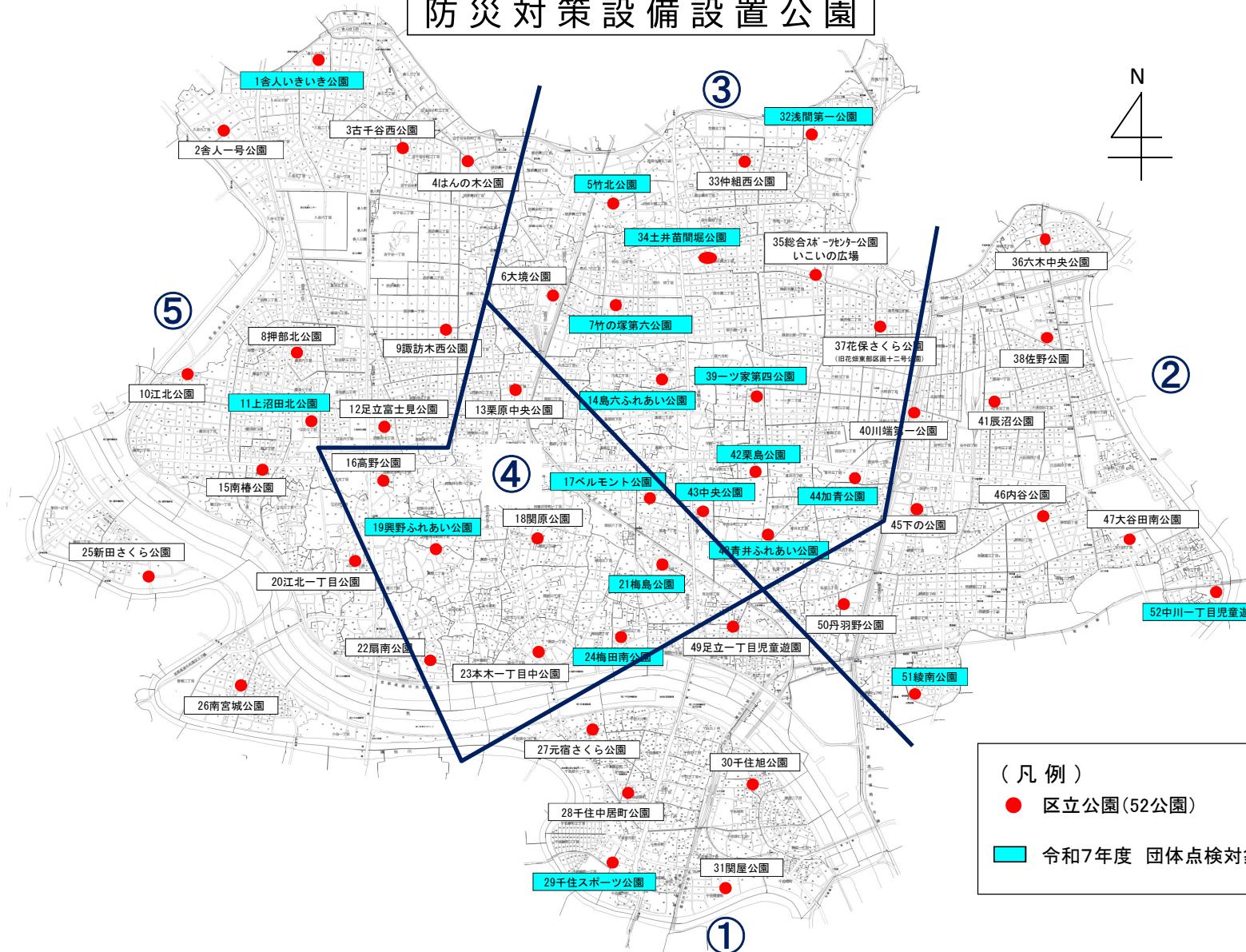
### **5 スケジュール**

- (1) 令和7年度
- ア 令和6年度に区が事前点検を実施した19か所について、民間協力団体が点検・組立訓練を実施  
イ 未点検の33か所について、区が点検を実施
- (2) 令和8年度以降
- 民間協力団体が全52か所で点検・組立訓練を実施

### **6 今後の方針**

災害時に、迅速にトイレを開設できるよう民間協力団体と連携して点検・組立訓練を行っていく。

## 防災対策設備設置公園



# 建設委員会報告資料

令和8年1月23日

件名	五反野駅前通り無電柱化事業説明会の開催結果について
所管部課名	道路公園整備室道路整備課
	五反野駅前通り無電柱化事業説明会を開催したので、以下のとおり報告する。
内容	<p><b>1 概要</b></p> <p>(1) 開催日時 令和7年12月12日（金）午後 7時～午後 8時 令和7年12月13日（土）午前10時～午前11時</p> <p>(2) 開催場所 足立小学校 体育館（足立三丁目11番5号）</p> <p>(3) 説明内容 ア 無電柱化事業の概要 イ 直近の工事内容及び事業スケジュール</p> <p>(4) 事業位置図</p>

## 2 参加者

合計32名 令和7年12月12日（金）21名  
令和7年12月13日（土）11名

## 3 主な質疑

### （1）計画について

Q1：駅前通りには歩道がないが、地上機器はどこに置くのか。

A1：1期は駅前広場の植栽の部分、2期は地上機器を置く土地を道路外に用意している。現状、3期には土地がないが、整備を行うまで時間がある。土地のご協力をお願いしているが、引き続き土地を探していく。

Q2：各家庭への引込管は、費用負担が必要になるのか。

A2：個人負担はない。

### （2）工事について

Q1：1期区間だけでも、完成まで8年もかかるのは一般的なことなのか。

A1：無電柱化は多数の工事工程があるため、一般的に長期間かかる。五反野は、既存の水路撤去の工程が加わるため、より時間がかかる。都の無電柱化計画にも400mに7年が基本と掲載されている。

Q2：8年間ずっと交通規制されるのか。

A2：ずっと交通規制するわけではない。8年間とは、各工事の準備期間、家屋調査、完成後の検査などを含めた期間。交通規制の詳細は、警察協議などが整ってきたら、改めて情報発信していく。

Q3：工事で地面を掘ったあと、しばらく穴が空いた状態が続くのか。

A3：夜間工事で掘削した穴は、朝には埋戻して復旧する。日中の交通への影響はない。

Q4：電気・通信線を地下に切り替える時、しばらく使えなくなるのか。

A4：切り替える時に一時的に使用不可になるが、5～10分程度の見込み。対象者には事前に通知する。

## 4 今後の方針

説明会でのご意見を踏まえながら、五反野駅前通り無電柱化事業を進めていく。

# 建設委員会報告資料

令和8年1月23日

件名	<b>移動式プレーパーク事業の実施状況について</b>																																												
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課																																												
内 容	<p>令和7年10月下旬より開始した移動式プレーパーク事業の実施状況について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 事業概要</b></p> <p>委託事業者が遊び道具や材料を載せた車で公園へ出向き、子ども達が自ら考え、のびのび遊ぶ場「プレーパーク」を区内10公園で開催する。</p> <p>(1) 開催日 毎週水曜日、木曜日、土曜日 (年末年始12月29日～1月3日を除く)</p> <p>(2) 開催時間 午後1時～午後4時</p> <p>(3) 開催場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>開催場所</th> <th>所在地</th> <th>開催予定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>島糀屋公園</td> <td>鹿浜 2-22-1</td> <td>第一・第三水曜日</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>樺ノ木公園</td> <td>花畠 2-9-9</td> <td>第二・第四水曜日</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>弘道中央公園</td> <td>弘道 2-3-5</td> <td>第一木曜日</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>江北平成公園</td> <td>江北 4-16-1</td> <td>第二木曜日</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>谷中公園</td> <td>谷中 2-23-36</td> <td>第三木曜日</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>伊興公園</td> <td>東伊興 3-23-4</td> <td>第四木曜日</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>新田さくら公園</td> <td>新田 3-34-1</td> <td>第一土曜日</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>五反野コミュニティ公園</td> <td>西綾瀬 2-1-18</td> <td>第二土曜日</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>入谷中郷南恐竜公園</td> <td>入谷 5-12-1</td> <td>第三土曜日</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>尾竹橋公園</td> <td>千住桜木 2-16-1</td> <td>第四土曜日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 位置図</p> <p>The map shows the locations of 10 parks in the area. Park 1 (島糀屋公園) is in the northwest. Park 2 (樺ノ木公園) is in the northeast. Park 3 (弘道中央公園) is in the center. Park 4 (江北平成公園) is in the west-central area. Park 5 (谷中公園) is in the east-central area. Park 6 (伊興公園) is in the north-central area. Park 7 (新田さくら公園) is in the southwest. Park 8 (五反野コミュニティ公園) is in the south-central area. Park 9 (入谷中郷南恐竜公園) is in the northwest. Park 10 (尾竹橋公園) is in the southeast. A compass rose is located in the top right corner of the map.</p>	No	開催場所	所在地	開催予定日	①	島糀屋公園	鹿浜 2-22-1	第一・第三水曜日	②	樺ノ木公園	花畠 2-9-9	第二・第四水曜日	③	弘道中央公園	弘道 2-3-5	第一木曜日	④	江北平成公園	江北 4-16-1	第二木曜日	⑤	谷中公園	谷中 2-23-36	第三木曜日	⑥	伊興公園	東伊興 3-23-4	第四木曜日	⑦	新田さくら公園	新田 3-34-1	第一土曜日	⑧	五反野コミュニティ公園	西綾瀬 2-1-18	第二土曜日	⑨	入谷中郷南恐竜公園	入谷 5-12-1	第三土曜日	⑩	尾竹橋公園	千住桜木 2-16-1	第四土曜日
No	開催場所	所在地	開催予定日																																										
①	島糀屋公園	鹿浜 2-22-1	第一・第三水曜日																																										
②	樺ノ木公園	花畠 2-9-9	第二・第四水曜日																																										
③	弘道中央公園	弘道 2-3-5	第一木曜日																																										
④	江北平成公園	江北 4-16-1	第二木曜日																																										
⑤	谷中公園	谷中 2-23-36	第三木曜日																																										
⑥	伊興公園	東伊興 3-23-4	第四木曜日																																										
⑦	新田さくら公園	新田 3-34-1	第一土曜日																																										
⑧	五反野コミュニティ公園	西綾瀬 2-1-18	第二土曜日																																										
⑨	入谷中郷南恐竜公園	入谷 5-12-1	第三土曜日																																										
⑩	尾竹橋公園	千住桜木 2-16-1	第四土曜日																																										

## 2 実施状況

### (1) 参加人数

12月末までに計25回実施し、合計818人参加している。

場所	実施回数	参加人数(人)				
		平均 ※1	合計	未就学児	小学生以上	保護者
島糀屋公園	4回	22	89	5	79	5
樅ノ木公園	3回	15	46	1	42	3
弘道中央公園	2回	32	64	19	26	19
江北平成公園	2回	38	76	13	51	12
谷中公園	2回	13	26	10	4	12
伊興公園	3回	32	96	4	80	12
新田さくら公園	2回	82	164	84	40	40
五反野コミュニティ公園	2回	95	189	57	77	55
入谷中郷南恐竜公園	2回	17	34	15	6	13
尾竹橋公園	3回	11	34	14	4	16

※1 1回ごとの平均参加人数は、小数第一位を四捨五入した値。

### (2) 実施内容

木の板や毛糸などを使った工作、大きな紙へのお絵かきや折り紙、昔遊び（コマ、ベーゴマ、けん玉）などを実施。



①大きな紙飛行機飛ばし



②ラップにお絵かき・落ち葉遊び



③コマまわし



④木の板で工作

- (3) 参加者や公園利用者の反応
- ア 「開催を楽しみにしていた」「楽しかった、また参加したい」「次はいつですか」といった声を毎回いただいている。
- イ 公園利用者や近隣の方（主に高齢者）にも、関心を持って声をかけていただいている、昔遊びを懐かしんで子どもたちに教える姿も見られる。

### 3 今後の予定

- (1) 令和7年度

3月末までに計60回開催予定

- (2) 令和8年度

ア 約100回開催予定

5月中旬からの開始を目指し、年度契約の手続きを進めていく。

イ 開催時間を午前中から拡大

未就学児とその保護者の参加も多く、需要が見込めるため。

ウ 7～8月は休止期間

参加者とスタッフの熱中症対策のため、7～8月は休止期間とする。休止期間中は、実施状況を振り返り、開催場所や曜日等の見直しを行う。

# 建設委員会報告資料

令和8年1月23日

件名	インクルーシブ遊具配置計画（案）について
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課 道路公園整備室公園維持課
内 容	<p>令和8年3月に計画策定を予定している標記の件について、以下とおり報告する。</p> <p><b>1 計画策定の目的</b></p> <p>足立区では、総合スポーツセンター公園や上沼田東公園に、大型のインクルーシブ遊具広場「ハッピーひろば」を新たに整備した。これらのインクルーシブ遊具利用者からの声を参考に、今後、区内に整備するインクルーシブ遊具の配置基準を定める。</p> <p><b>2 計画の概要（別紙 P 17～22参照）</b></p> <p>(1) ハッピーひろばを含む大型インクルーシブ遊具広場</p> <p>ア 配置基準</p> <p>車での移動や管理者等の配置条件を基準として、区内の未整備エリアを中心に整備</p> <p>イ 設置規模・遊具選定</p> <p>既存のハッピーひろばと同規模の500～1,000m<sup>2</sup>を標準とし、大型のインクルーシブ遊具を設置</p>   <p>総合スポーツセンター公園</p> <p>上沼田東公園</p> <p>(2) 単体インクルーシブ遊具</p> <p>ア 配置基準</p> <p>公園設計時のアンケートや説明会において、地域からのニーズがあつた公園に整備を検討</p> <p>イ 設置規模・遊具選定</p> <p>アンケート結果より、回転遊具、複合遊具などの活動的な遊びは人気が多く、ブランコ、砂場などについても、周辺公園とのバランスを考慮しながら単体で設置できるインクルーシブ遊具を選定</p>



回転遊具



砂場

### 3 今後の予定

時 期		内 容
令和 7 年度	1 月	インクルーシブ遊具配置計画（案）提示
	3 月	インクルーシブ遊具配置計画策定
令和 8 年度以降		配置計画に基づく整備を進める

## インクルーシブ遊具配置計画（案）

### 1 足立区の現状と方向性

足立区では、これまでにもバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を導入してきたが、近年では、総合スポーツセンター公園や上沼田東公園に、大型のインクルーシブ遊具広場「ハッピーひろば」を新たに整備した。

区内の公園に設置するインクルーシブ遊具について、区内のインクルーシブ遊具の定義を整理し、配置計画を策定する。

### 2 ハッピーひろばを含む大型インクルーシブ遊具広場

#### (1) 定義

##### ア インクルーシブ遊具

障がいがある子もいない子も一緒に遊ぶことができる、ユニバーサルデザインに配慮された遊具

##### イ 大型インクルーシブ遊具広場

複合遊具や単体遊具のインクルーシブ遊具が複数設置され、だれもが遊びに参加できるよう配慮された遊具広場

##### ウ ハッピーひろば

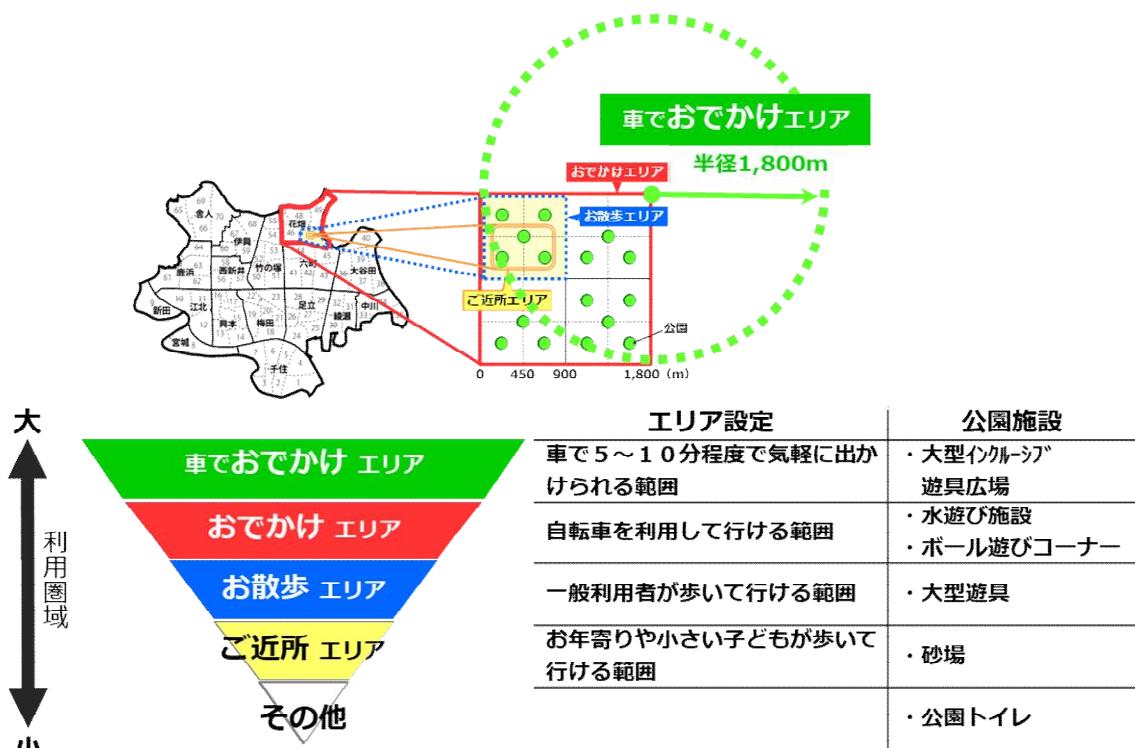
区立公園に設置された大型インクルーシブ遊具広場

#### (2) 大型インクルーシブ遊具広場の配置基準

区内の大型インクルーシブ遊具広場は、以下の基準で配置することとする。

項目	内容
整備する公園の施設条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 駐車場がある、もしくは公園にアクセスするための乗降可能な停車スペースがある。</li> <li>② 公園内もしくは隣接して区の管理者等が常駐している施設がある。</li> <li>③ 公園の出入り口や駐車場、園路、トイレなどの基本的な施設は、ユニバーサルデザインに配慮されている。</li> </ul>
利用する年齢層	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 概ね3歳から12歳の児童が主体</li> <li>② 保護者や兄弟などの利用も幅広く考慮</li> </ul>
規模	各公園に応じた規模 標準として、概ね500～1,000m <sup>2</sup> 程度 (総合スポーツセンター公園・上沼田東公園は約900m <sup>2</sup> )

設置する遊具・施設	遊具広場として整備されており、インクルーシブ遊具を設置する。また、広場内の施設は、ユニバーサルデザインに配慮されている。
区内の適正配置	車で 5~10 分程度で気軽に出かけられる範囲に 1 か所配置する（誘致圏範囲半径 1,800m）



参考：誘致圏エリア設定の考え方

### (3) ハッピーひろばを含む大型インクルーシブ遊具広場の設置公園

区内の大型インクルーシブ遊具広場設置公園は、都立公園を含む以下の 8 園（うち、設置済み公園数 5 園）とする。（別図参照）

No.	公園	エリア	設置状況	備考
1	新田さくら公園	新田	設置済※	※令和 10 年度以降に一部改修予定
2	舍人公園（都立）	舍人	設置済	
3	総合スポーツセンター公園	保木間	設置済	★ハッピーひろば

4	上沼田東公園	江北	設置済	★ハッピーひろば
5	中川公園（都立）	中川	一部 設置済	A地区第1期設置済み
6	尾竹橋公園	千住	未設置	★ハッピーひろば 令和10年度以降整備予定
7	五反野コミュニティ 公園	西綾瀬	未設置	★ハッピーひろば 令和10年度以降設置予定
8	西新井公園	梅島	未設置	★ハッピーひろば 令和20年度以降設置予定

#### (4) インクルーシブ遊具の選定について

- ア 全てが同じようなインクルーシブ遊具とならないよう、年齢や障がいの対象を考慮しながら配置する。
- イ 大型インクルーシブ遊具広場の整備にあたっては、障がい者団体へヒアリングを実施し、遊具を選定する。
- ウ 広場内の遊具下部は、原則としてゴムチップ舗装とする。

#### 【参考】整備済み遊具の特徴

No.	公園	対象	特徴
1	新田さくら公園	車いす利用で上半身が動かせる子	一部にうんてい、スロープ
2	総合スポーツセンター公園	車いす利用の肢体不自由児者	回遊しやすいスロープ、すべり台
3	上沼田東公園	介助ありで歩行や運動ができる子	介助しやすいすべり台、アスレチック



総合スポーツセンター公園



上沼田東公園

### 3 単体インクルーシブ遊具の設置について

#### (1) 設置の方針

大型インクルーシブ遊具広場まで比較的距離があるエリアでは、インクルーシブ遊具の設置ニーズがあつた際に、単体インクルーシブ遊具の設置を検討する。

#### (2) 遊具の選定

ア ハッピーひろばの利用実態調査結果より、「回転遊具」「複合遊具」などの活動的な遊びは人気が高いため、公園の遊具改修時に合わせて整備を進める。

イ 「ブランコ」「砂場」「小さな家（落ち着く空間）」は、周辺公園とのバランスを考慮しながら選定する。



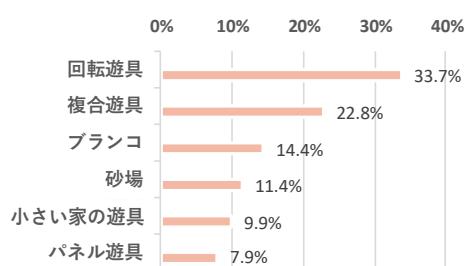
回転遊具



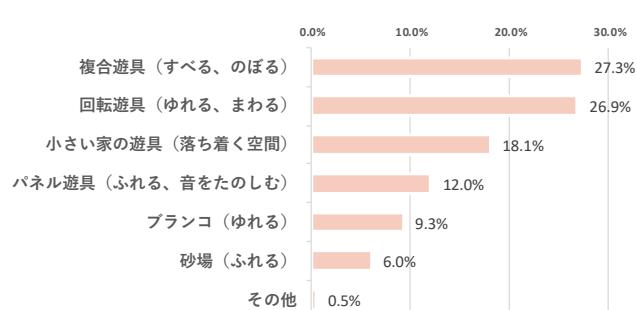
砂場

アンケートより（総合スポーツセンター公園・上沼田東公園）

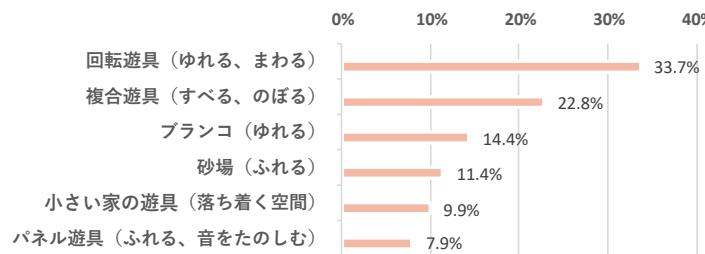
◎総合スポーツセンター公園



◎上沼田東公園



◎合計



#### 4 その他

##### (1) 遊具以外のユニバーサルデザインに配慮された施設

車いすで使えるテーブルセット、車いすで観賞できる花壇など、ユニバーサルデザインに配慮された施設については、インクルーシブ遊具広場の有無にかかわらず、入口からの動線を考慮し、地域ニーズ等を加味しながら整備を進める。

##### (2) 木陰・パーゴラ等の日よけ

利用実態調査のアンケート結果より、遊具以外で必要な要素については、「木陰・パーゴラ等の日よけ」に対する要望が突出して高いことから、日よけの設置や緑陰内への遊具設置など、猛暑対策も遊具設置と並行して進めていく。



# 建設委員会報告資料

令和8年1月23日

件名	トイレアートプロジェクトの実施結果について
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課 道路公園整備室公園維持課
	地域や大学と連携してトイレアートプロジェクトを実施したため、以下のとおり報告する。
内容	<p><b>1 実施概要</b></p> <p>(1) 実施日時 令和7年12月13日（土） 午後2時～午後3時 ※ 当初予定日の12月14日（日）が雨天予報であったため中止とし、当初申込者には事前に案内したうえで、当日参加型の塗装体験を前日の13日（土）に実施した。</p> <p>(2) 実施場所 花畠公園トイレ</p>  <p>(3) 参加者      ア 文教大学学生 8名      イ 小学生・未就学児 40名（当日参加）</p> <p>(4) 内容 文教大学学生が考案したトイレ壁面（4面）のデザインをもとに、参加した大学生・小学生・未就学児がトイレ壁面や遊具の塗装を行った。</p>

## 2 実施結果

### (1) 参加者からの主な感想

- ア 子どもたちの思い出に残るのでいい取組みだと思う。
- イ 大学生のデザインクオリティが高くて感激した。
- ウ 素敵なトイレになり、これからも大事に使っていきたい。

### (2) 当日の様子



トイレ塗装完成



トイレ・タイヤ遊具の塗装

## 3 今後の予定

トイレアートプロジェクトでは、公園長寿命化計画に基づく塗装時期を迎えたトイレについて、公園のイメージアップや愛着形成を目指し、学生、区民や区職員等のデザインでトイレ塗装を行っている。

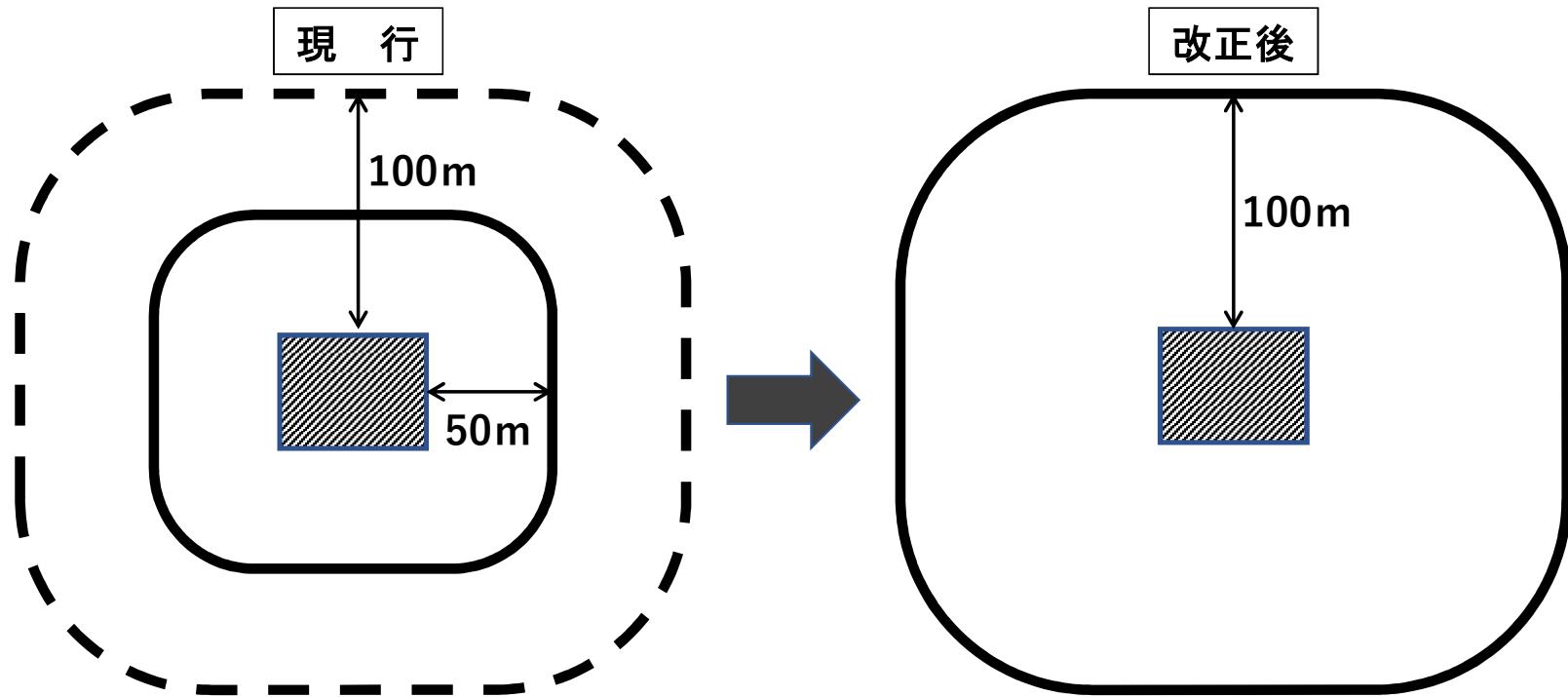
今後も塗装時期や現地条件が整う場所では、区民参加型のトイレ塗装を検討していく。

# 建設委員会報告資料

令和8年1月23日

件名	「足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例改正（素案）」に対するパブリックコメントの実施結果について				
所管部課名	建築室建築審査課				
	「足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例改正（素案）」について、パブリックコメントを実施したので報告する。				
内容	<p><b>1 パブリックコメント結果について</b></p> <p>(1) 募集期間 令和7年11月14日（金）～令和7年12月13日（土）</p> <p>(2) 条例改正（素案）の概要（詳細は別紙1のとおり P26参照） ホテル・旅館または葬祭施設等について、計画の事前説明を行う範囲を拡大する。</p> <p>(3) 結果（詳細は別紙2のとおり P27～28参照） ア 意見提出者数 2名 イ 意見の件数 3件 ウ 意見の主な内容とそれに対する区の考え方</p> <p><b>2 今後の予定</b></p> <table border="1"><thead><tr><th>年 月</th><th>予 定</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和8年2月</td><td>令和8年第1回定例会へ改正案を提出</td></tr></tbody></table> <p><b>3 今後の方針</b> いただいたご意見を踏まえ、本条例の改正を適切に行っていく。条例改正にあわせ、施行規則や関係要綱等の見直しを行い、的確な指導につなげる。</p>	年 月	予 定	令和8年2月	令和8年第1回定例会へ改正案を提出
年 月	予 定				
令和8年2月	令和8年第1回定例会へ改正案を提出				

「ホテル・旅館」「葬祭施設等」の計画について事前説明を行う範囲を拡大する



	必ず事前説明を行う範囲
	(  の部分を除く ) 申し出があれば事前説明を行う範囲
	計画敷地

「足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例改正（素案）」の策定  
に伴うパブリックコメントの実施結果および意見に対する区の考え方について

1 パブリックコメントの状況

(1) 実施期間

令和7年11月14日（金）～令和7年12月13日（土）

(2) 意見提出者数等

ア 意見提出者数・意見件数 2名（3件）

イ 提出方法 区ホームページの意見受付フォーム 2名（3件）

2 意見の概要及び区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方
1	学校周辺に葬儀場建設を禁止するよう に改正を見直ししてほしい。	【同じ趣旨のご意見のため、一括で回答させて いただきます】 法令等に規制が無い限り、迷惑施設であること や子どもへの悪影響などを理由に建築を禁止と することはできません。また、この度の条例改正 は、葬祭施設やホテルなど、周辺への影響が大 きい施設について、事前に説明を行う範囲を拡大す るためのもので、条例による建築の規制強化は予 定しておりません。
2	1 教育施設の近隣は、子供への影響が大 きい建築について規制強化するべき。	しかしながら、葬祭施設に関しては、周辺環境 への影響を考慮し、「足立区葬祭施設等設置整備 基準」を見直して、学校周辺への建設を抑制する よう改正する予定です。区がルールを明確にす ることで、事業者に対する大きな抑止力になると考 えております。
	2 説明会は、隣接関係住民だけでなく施 設の利用者等にも行なうべき。	本条例では、中高層建築物等の建築を行う前 に、一定範囲の住民に対し、建築による居住環境 への影響などについて説明を行うことを義務付 けております。施設利用者等への説明は義務では ありませんが、要望があれば、事業者に説明を行 うよう求めてまいります。

「足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例改正（素案）」  
に対する区民等の意見（全文）

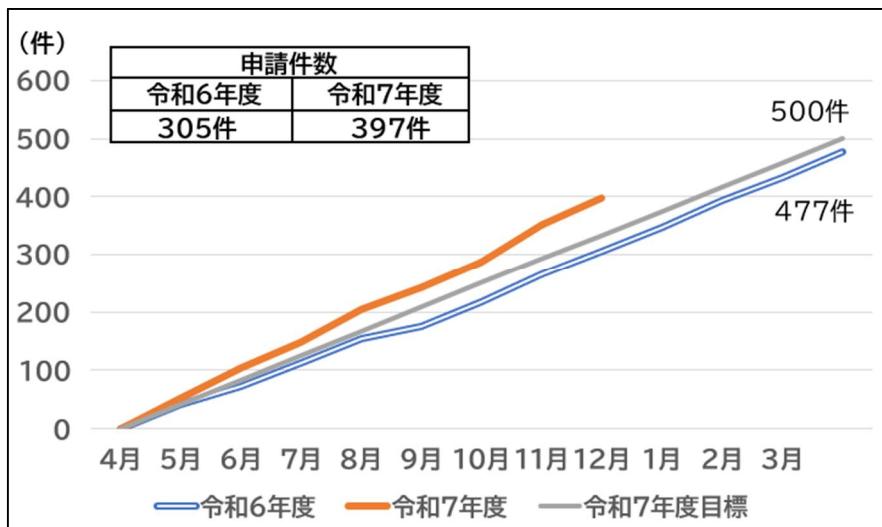
No.	いただいたご意見（全文）
1	<p>条例の改正をご検討頂いていることありがとうございます。しかしながら、この改正案ですと、葬儀場建設につきなにも制限がないと感じます。これは説明会を必須とするだけで、建設を止めることができません。説明会で反対すれば建設を止めてくれるんですか？入谷三丁目は小学校の目の前、中学校に挟まれた土地に建設を住民の反対意見も無視され強行することになりました。これで小学校に通う児童は棺桶の納車、出棺する場面を見ながら登下校することになりました。このままでいいのでしょうか？いいのであれば足立区役所施設、及び足立区議員さんたちの家の両隣、正面に葬儀場を建設すればいいと思います。そもそも、学校周辺に葬儀場建設禁止する条例がないのでしょうか？便宜性（駅近、幹線道路沿いなど）のないこの土地に、建設する事業者の考えはもちろん理解できませんが、条例がないことに理解に苦します。せめて看板は立てるな、正面入り口に門と塀をして見えなくして欲しいと要望を伝えましたが、全く取り入れてくれません。条例や法律がないので全く聞いてくれません。もう一度この条例を改正内容を考え直して下さい。建設禁止する方向で考え直して下さい。何を躊躇しているかわかりません。葬儀業者は待ってくれません。建設禁止できないのであればご説明願います。</p>
2	<p>（全文掲載を希望されなかつたため概要を掲載しています）</p> <p>教育施設の近隣は、子供への影響が大きい建築について規制強化るべき。</p> <p>説明会は、隣接関係住民だけでなく施設の利用者等にも行なうべき。</p>

# 建設委員会報告資料

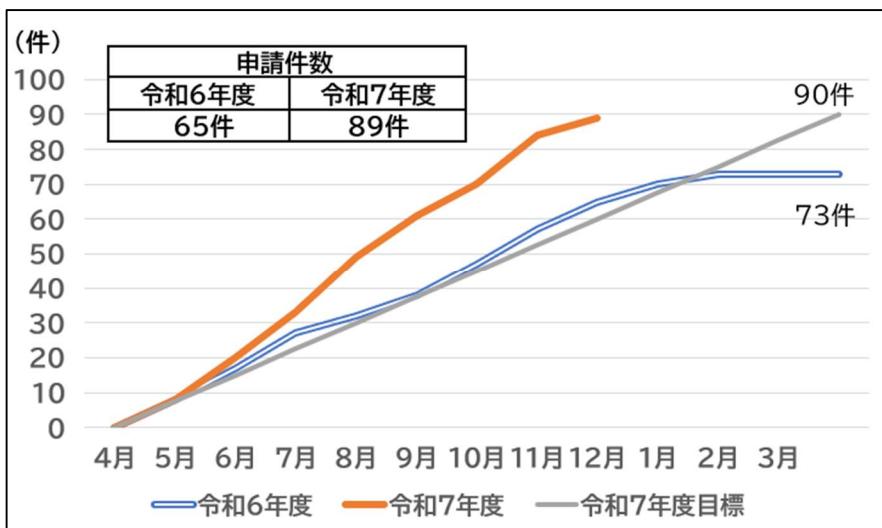
令和8年1月23日

件名	建築物減災対策に関する調査について（11月末までの実績報告）																																																											
所管部課名	建築室建築防災課																																																											
	建築物の減災対策の申請状況について報告する。																																																											
	<p><b>1 申請件数（実績 同年の11月末現在）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th><th>R6</th><th>R7</th><th>目標</th><th>達成率 ※2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)耐震診断</td><td>408</td><td>449</td><td>540</td><td>125%</td></tr> <tr> <td>(2)耐震改修工事等 ※1</td><td>305</td><td>397</td><td>500</td><td>119%</td></tr> <tr> <td>(3)家具転倒防止等</td><td>65</td><td>89</td><td>90</td><td>148%</td></tr> <tr> <td>(4)アドバイザー派遣</td><td>126</td><td>72</td><td>110</td><td>98%</td></tr> <tr> <td>(5)ブロック塀カット工事</td><td>55</td><td>62</td><td>80</td><td>116%</td></tr> <tr> <td>(6)フェンス設置工事</td><td>20</td><td>26</td><td>40</td><td>98%</td></tr> <tr> <td>(7)不燃化建替え</td><td>17</td><td>23</td><td>43</td><td>80%</td></tr> <tr> <td>(8)解体（不燃化）</td><td>154</td><td>163</td><td>315</td><td>78%</td></tr> <tr> <td>(9)感震ブレーカー設置工事</td><td>772</td><td>409</td><td>900</td><td>68%</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 (2)耐震改修工事等には解体工事含む      ※2 4～11月の現状の達成率      達成率とは、現時点において目標を達成するために達していなくてはならない割合      [達成率の計算式]  <math display="block">\left[ R7 \text{ 実績値} \div (\text{目標値} \times \frac{\text{経過月数}}{12}) \times 100 \% \right]</math></p> <p><b>2 推定累計申請件数推移</b></p> <p>(1) 耐震診断申請件数</p> <table border="1"> <caption>申請件数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td><td>408</td><td>449</td></tr> <tr> <td>令和7年度</td><td>592</td><td>540</td></tr> </tbody> </table>	内容	R6	R7	目標	達成率 ※2	(1)耐震診断	408	449	540	125%	(2)耐震改修工事等 ※1	305	397	500	119%	(3)家具転倒防止等	65	89	90	148%	(4)アドバイザー派遣	126	72	110	98%	(5)ブロック塀カット工事	55	62	80	116%	(6)フェンス設置工事	20	26	40	98%	(7)不燃化建替え	17	23	43	80%	(8)解体（不燃化）	154	163	315	78%	(9)感震ブレーカー設置工事	772	409	900	68%	年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	408	449	令和7年度	592	540
内容	R6	R7	目標	達成率 ※2																																																								
(1)耐震診断	408	449	540	125%																																																								
(2)耐震改修工事等 ※1	305	397	500	119%																																																								
(3)家具転倒防止等	65	89	90	148%																																																								
(4)アドバイザー派遣	126	72	110	98%																																																								
(5)ブロック塀カット工事	55	62	80	116%																																																								
(6)フェンス設置工事	20	26	40	98%																																																								
(7)不燃化建替え	17	23	43	80%																																																								
(8)解体（不燃化）	154	163	315	78%																																																								
(9)感震ブレーカー設置工事	772	409	900	68%																																																								
年度	令和6年度	令和7年度																																																										
令和6年度	408	449																																																										
令和7年度	592	540																																																										

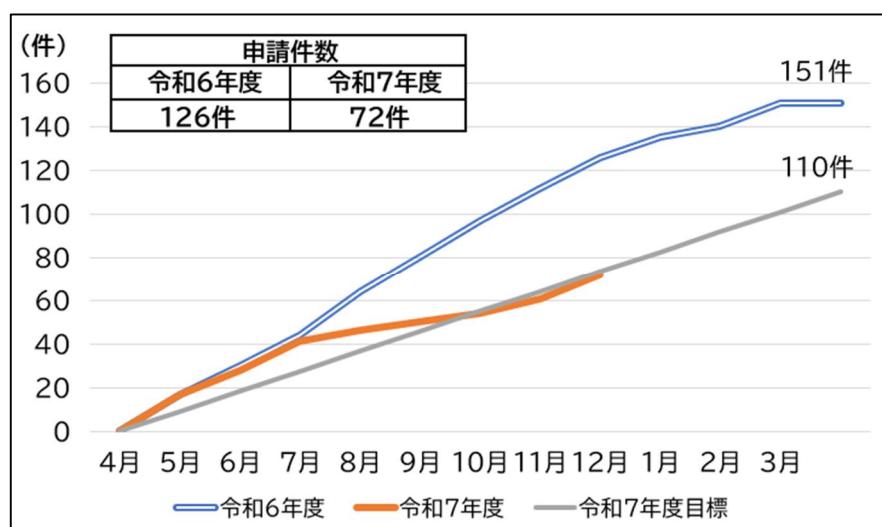
(2) 耐震改修工事等申請件数



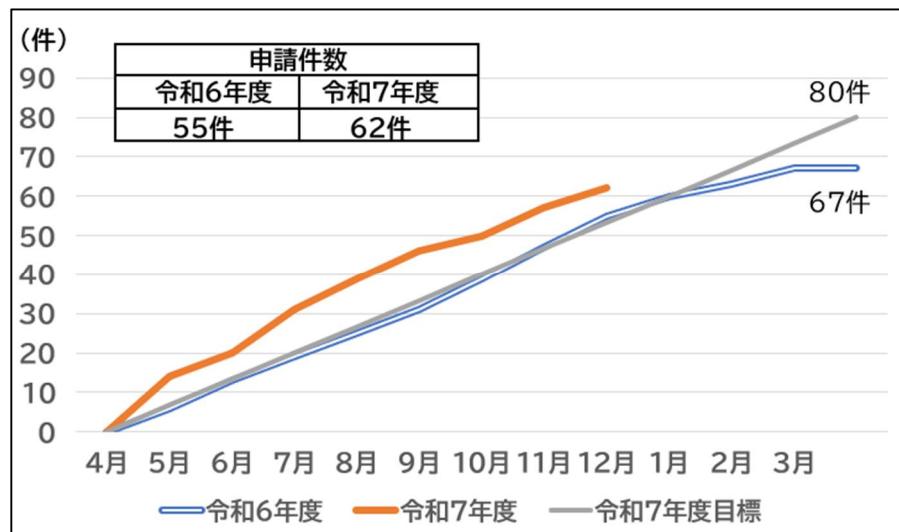
(3) 家具転倒防止等申請件数



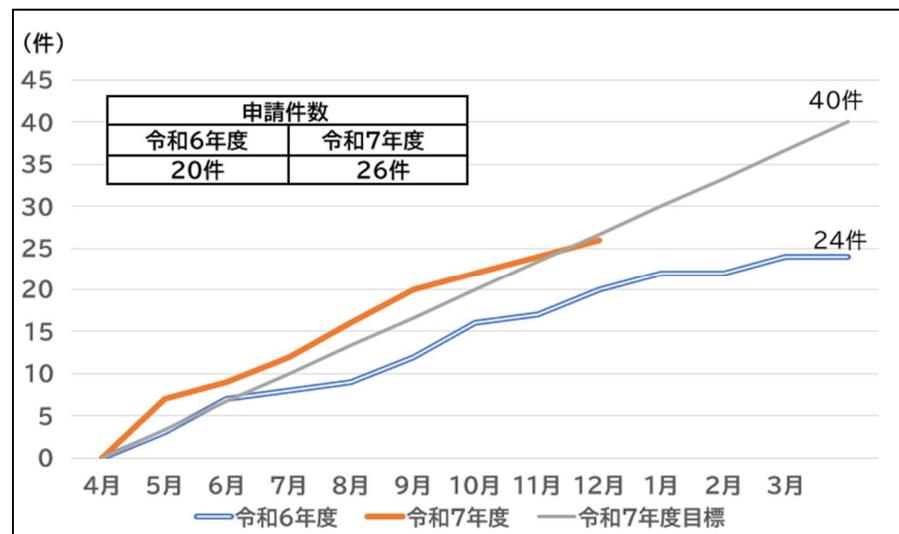
(4) アドバイザー派遣申請件数



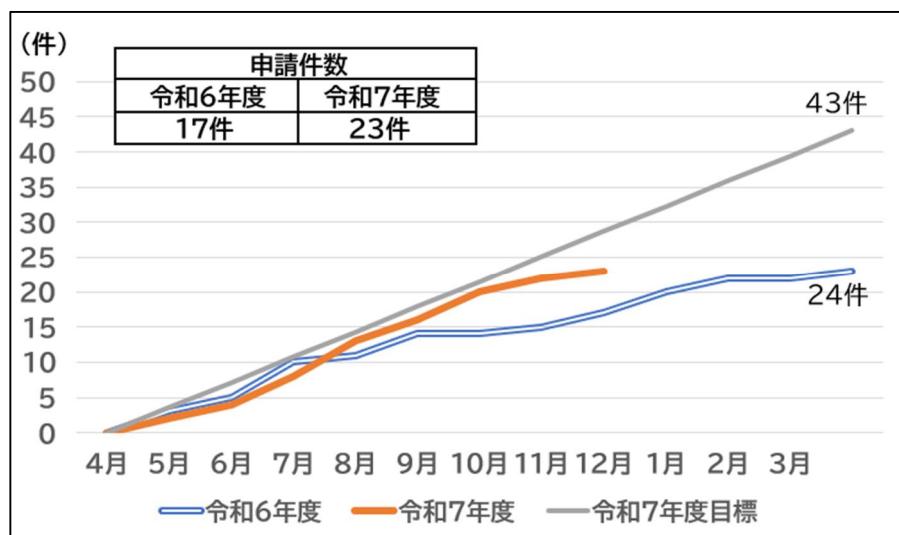
(5) ブロック塀カット工事申請件数



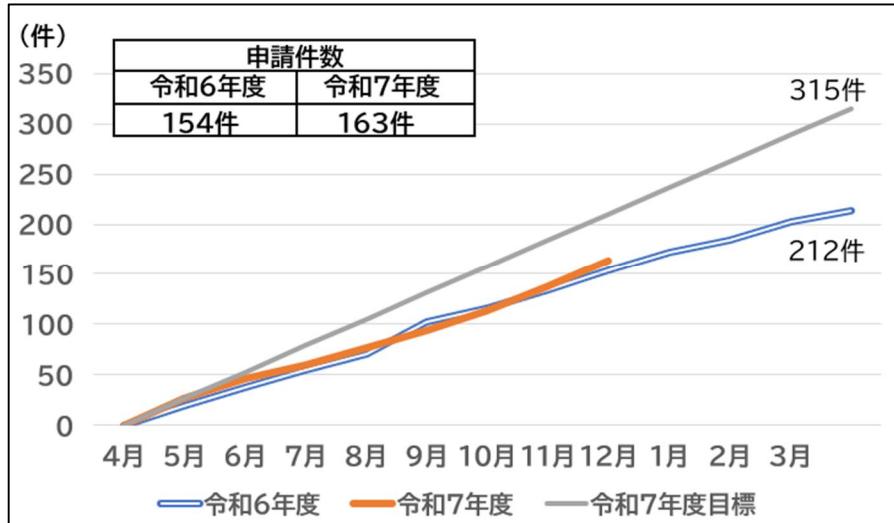
(6) フェンス設置工事申請件数



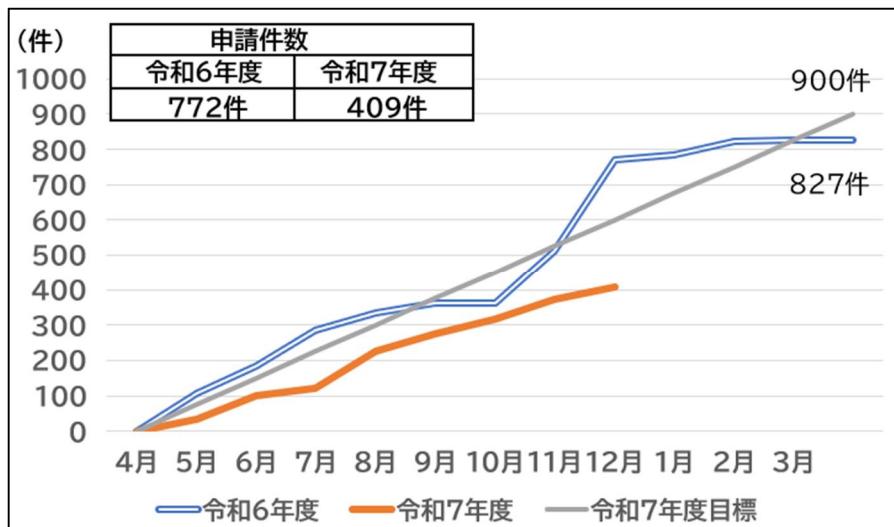
(7) 不燃化建替え申請件数



#### (8) 解体（不燃化）申請件数



#### (9) 感震ブレーカー設置工事申請件数



### 3 今後の方針

令和5～7年度の3年間で実施している助成額拡充により、各種制度の周知も進み、実績は順調に推移している。

助成拡充期間の延長に向け、引き続き関係団体と連携して区民への制度活用を働きかけ、耐震化促進への取組みを粘り強く進めいく。